

令和4年度道の駅「うれしの まるく」観光・交流施設運営業務

公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和4年度道の駅「うれしの まるく」観光・交流施設運営業務（以下、「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

嬉野市では、本年9月に開業する西九州新幹線嬉野温泉駅と嬉野温泉駅に隣接した道の駅「うれしの まるく」の同時開業を目指している。

本業務は、道の駅「うれしの まるく」内の観光・交流施設において、道の駅利用者及び嬉野温泉駅利用者（以下、「来訪者」という。）に対する受付、案内等について、効率的な運営と適正な執行を確保し、来訪者のサービスの一層の向上に寄与することを目的とする。また、観光情報、地域情報などの情報発信及び道の駅「うれしの まるく」の広告宣伝について効率的かつ機動的な展開を図るとともに、嬉野市特産品及び周辺地域特産品等（以下、「市特産品等」という。）を展示・販売する常設店舗を管理・運営することで、嬉野市ブランドの普及・浸透を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度道の駅「うれしの まるく」観光・交流施設運営業務

(2) 業務内容

本要領及び別紙「令和4年度道の駅「うれしの まるく」観光・交流施設運営業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(4) 委託上限額

24,282,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 対象施設

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 名称 | 道の駅「うれしの まるく」内の観光・交流施設 |
| (2) 位置 | 嬉野市嬉野町大字下宿甲4370番地2 |
| (3) 構造等 | 木造平屋建 約349㎡ |
| (4) 付属設備 | イベント広場、照明設備、映写設備、備品等 |

(5) 駐車場 小型車12台、身障者等優先用1台、

4. スケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和4年7月27日(水)
質問受付期間	令和4年7月27日(水)～8月1日(月)
質問への回答	令和4年8月2日(火)
参加表明書類提出期限	令和4年8月4日(木)
参加資格審査結果通知	令和4年8月5日(金)に発送
提案書提出期限	令和4年8月12日(金)午後5時00分必着
審査(プレゼンテーション)	令和4年8月17日(水)
選定結果通知・公表	令和4年8月19日(金)

※上記スケジュールは、参加事業者数、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更する場合がある。

5. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は複数法人による共同企業体(以下、「JV」という。)とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 個人を除く企業・研究機関・団体等であること
- ② 嬉野市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年1月1日告示第8号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定に該当しないもの
- ⑥ 嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当しないもの
- ⑦ 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないもの

(2) JVとして本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、JVを構成するものの呼称は、代表者、構成員とする。

① 代表者、構成員は5（1）①から⑦の全てを満たすこと

② 代表者は本業務の中心的役割を担う履行能力をもつこと

※単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、提案書の提出までに代表者としてJVを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

※JVとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が提案書の提出までにJVの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

6. 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

① 参加表明書（様式第1号）

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。

② 共同企業体協定書（様式第2号）

JVとして本プロポーザルに応募する場合のみ提出すること。

③ 会社概要書（任意様式）

事業者の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、業務概要等が把握できるもの。JVは、全ての事業者分を作成すること。

④ 業務実績書（任意様式）

道の駅を含む本業務に関連する業務の実績について記載すること。なお、業務実績の記載にあたっては3業務以内で記載すること。（国・地方公共団体との実績があれば優先的に記載すること。）

業務実績書には「業務名」、「発注者」、「契約期間」、「契約金額（税込み）」、「業務の内容」を記載すること。

(2) 参加表明書類の提出

① 提出部数

1部

② 提出期限

令和4年8月4日（木）午後5時までとする。

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和4年8月4日（木）必着）

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和4年8月5日（金）に書面にて発送する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

- ① 提出書類
 - ア 提案書かがみ（様式第3号）
 - イ 提案事項（任意様式）
 - ウ 実施体制（任意様式、ただし、JVで応募した場合は構成企業それぞれの役割等についても明記すること。）
 - エ 工程表（任意様式）
 - オ 見積書（任意様式、税込み）
- ② 提出部数
提出部数は、10部（正本1部、副本9部）提出すること
- ③ 提出期限
令和4年8月12日（金）午後5時必着
- ④ 提出方法
持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

7. 質問及び回答

(1) 質問の受付

- ① 受付期間
令和4年7月27日（火）から8月1日（月）まで
- ② 質問の方法
本プロポーザルについて質問のある者は、末尾（13. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「道の駅「うれしのまるく」観光・交流施設運營業務についての質問」とすること。
原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

- ① 回答予定日
令和4年8月2日（火）
- ② 回答方法
市ホームページにて回答する。
なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

市が設置する選定審査委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

(2) 審査基準

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

評価項目		評価事項	配点
管理運営体制	業務内容・コンセプト	本業務の目的、内容等を適切に反映した提案内容となっているか。	10
	体制・人員配置	職員の体制・人員配置は適切であり、管理運営面において十分と言える内容となっているか。	10
		工程計画のとおり業務を遂行できる体制が構築されているか。	10
提案内容に関する評価	情報発信	道の駅「うれしの まるく」のブランディング、認知向上につながる情報発信能力が十分か。	10
		Web、HP、SNS、サイネージ等の様々な媒体を活用した情報発信が可能か。	10
	地域振興	道の駅利用者及び新幹線利用者にとって魅力ある地域特産品の紹介・展示・販売等の提案となっているか。	10
		道の駅利用者、新幹線駅利用者及び地域住民等の交流が生まれる業務提案となっているか。	10
その他	実績	本業務と同種、類似する業務実績があり、本業務を遂行できる能力があるか。	10
	地域連携	市、観光協会及び関係団体と連携が取れる体制となっているか。	10
	価格提案	提案に係る見積書の金額が妥当か。 採点方法は、次のとおりとする。 (最低見積金額/提案見積金額)×10=A (小数点以下切捨て)	10
合計			100

(3) 最適提案者の選定方法

- ①選定委員会は、本プロポーザルにおいて参加資格を有すると認められた者のプレゼンテーションに対してヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が審査及び採点を行い、その合計点数により選定する。
- ②参加者が1者の場合でも、審査を実施する。
- ③プレゼンテーションの順番は、提案書等の受付順とする。
- ④上記①、②にかかわらず、総合得点が6割未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

- ①「5. 参加資格要件」を満たさなくなったとき

- ②故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- ④提案者が、本プロポーザルに関して個別に選定委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑤見積額が委託上限額を超過しているとき
- ⑥その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められたとき

9. 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

（1）実施日

令和4年8月17日（水）

（2）出席者

5人以内

（3）プレゼンテーションに要する時間

40分（説明20分、質疑応答20分）

（4）プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書等に基づくものとする。

オンラインによるプレゼンテーションも可能とするが、オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

（5）プレゼンテーションに要する機材

プロジェクタ及びスクリーンは事務局が準備する。

10. 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

11. 契約手続等

（1）選定された最適提案者は、市と業務内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

（2）選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

（3）別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

1 2. その他

- (1) 本要領に基づく全ての手続きに関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。
- (3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。
- (4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。
- (5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

1 3. 問い合わせ先及び提出先

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地
嬉野市 建設部 新幹線・まちづくり課（担当：前川、古川）
電話：0954-27-7020 FAX：0954-27-7077
メールアドレス：machizukuri@city.ureshino.lg.jp